

平成 30 年度 熊本市上下水道管路情報システム機器賃貸借の質問について

質問書の回答については、下記をご参照ください。

平成 3 0 年 4 月 9 日現在

質 問 書

業 務 名	平成 30 年度 熊本市上下水道管路情報システム機器賃貸借		
質 問 書 提 出 期 限	平成 3 0 年 4 月 2 3 日	開 札 日	平成 3 0 年 5 月 8 日

質 問 事 項
① 入札書の書式について ⇒所定の書式はございますでしょうか？ ② 入札書に記載する入札金額について ⇒税抜総価（月額賃貸借料×60ヵ月分）という理解でよろしかったでしょうか？ ③ 入札委任状について ⇒代表者以外の者が入札に立ち会う場合、委任状の提出は必要となりますでしょうか？ （また、入札書類をご郵送とした場合においては、委任状は必要になりますでしょうか？） ④ 賃貸借契約書 第17条1項について ⇒ここで言う本賃貸借契約期間とは、賃貸借期間（平成30年10月1日～平成35年9月30日）という理解にてよろしかったでしょうか？ ⑤ 賃貸借契約書 第17条2項について ⇒2項にある証明する書類とは、保険会社が発行する書類となりますでしょうか？ もしくは弊社が発行する証明書で事足りますでしょうか？ ⑥ 賃貸借契約書 第20条について ⇒契約保証金について、契約書では「契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上」とあり、入札説明書では「契約金額の100分の10以上」とありますが、どちらが正しい金額となりますでしょうか？

本 市 回 答 欄
① 所定の書式がございます。競争入札参加資格確認通知と合わせて送付いたします。 ② お見込みの通りです。 ③ 必要となります。また、郵送の場合、委任状は不要となります。 ④ お見込みの通りです。 ⑤ 保険会社が発行する書類となります。 ⑥ 入札説明書の「契約金額の100分の10以上」が正しい金額となります。なお、賃貸借契約書（案）の内容に関しては、落札者決定後、賃貸人・賃借人双方確認の上、正式な賃貸借契約書として締結いたします。